

地方独立行政法人神奈川県立病院機構業務方法書

(目的)

第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第22条第1項及び地方独立行政法人法施行細則（平成22年神奈川県規則第20号）第1条の規定に基づき、地方独立行政法人神奈川県立病院機構（以下「県立病院機構」という。）の業務の方法について基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営の基本方針)

第2条 県立病院機構は、法第25条第1項の規定により神奈川県知事（以下「知事」という。）から指示された中期目標に基づき、業務の効果的かつ効率的な運営に努めるものとする。

(病院の設置及び運営)

第3条 県立病院機構は、神奈川県における保健医療施策として求められる高度・専門医療等の提供、地域医療の支援等を行うことにより、県内医療水準の向上を図り、もって県民の健康の確保及び増進に寄与するため、地方独立行政法人神奈川県立病院機構定款（以下「定款」という。）第17条に定める病院を設置し、これを運営するものとする。

(県立病院機構の業務)

第4条 県立病院機構は、定款第18条の規定に基づき、次の業務を行うものとする。

- (1) 医療を提供すること。
- (2) 医療に関する調査及び研究を行うこと。
- (3) 医療に関する技術者の研修を行うこと。
- (4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する障害児入所施設を運営すること。
- (5) 災害時における医療救護に関すること。
- (6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 県立病院機構は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、その建物の一部、設備、器械及び器具を、県立病院機構に勤務しない医師等の診療又は研究のために利用させることができる。

3 県立病院機構は、その設置目的の範囲内において、県立病院機構以外の者から受託し、又は県立病院機構以外の者と連携して、業務を行うことができる。

(緊急時の知事の要求)

第5条 県立病院機構は、定款第19条の規定に基づき、知事から定款第18条第1号、第2号及び第5号に掲げる業務のうち必要な業務の実施を求められたときは、その求めに応じ、当該業務を実施することとする。

(業務の委託)

第6条 県立病院機構は、定款に規定する業務の一部を外部の者に委託することにより効率的にその業務を遂行することができると認められる場合、業務の一部を委託することがで

きる。

2 県立病院機構は、前項の規定により業務を委託するときは、受託者と業務の委託に関する契約を締結するものとする。

(契約の方法)

第7条 県立病院機構は、売買、賃借、請負その他の契約を締結する場合には、一般競争に付するものとする。ただし、契約の性質又は目的が一般競争に適しない場合その他県立病院機構の規程で定める場合は、指名競争に付し、又は随意契約若しくはせり売りによることができるものとする。

(その他)

第8条 県立病院機構は、この業務方法書に定めるもののほか、その業務に関し必要な事項については、会計規程その他の県立病院機構の規程に定めるものとする。

附 則

この業務方法書は、知事の認可を受けた日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この業務方法書は、平成24年4月1日又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第22条第1項の規定による神奈川県知事の認可の日のいずれか遅い日から施行する。